

# まもるつく 規約 (Web 申込用)



平成27年3月25日版

ご契約にあたっては本書を十分にお読みになってください。

# 第1章 総則

## 第1条 (本規約の目的)

本規約は、ご契約者様と総合警備保障株式会社（以下、「ALSOK」といいます。）との間において、まもるっくサービスに関する権利義務関係を定めることを目的とします。

## 第2条 (定義)

本規約において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとします。

### (1) 本契約

本規約に基づく契約

### (2) ご契約者様

HOME ALSOK Webサイト（まもるっく）「ご契約者様情報」のお名前欄に記載の本契約のご契約当事者となる方

### (3) Webサイト

まもるっくサービスに係る位置情報の検索や各種設定等ができるWebサイト「HOME ALSOK Webサイト（まもるっく）」

### (4) 緊急連絡先

Webサイトの「緊急連絡先情報」に登録されている方

### (5) まもるっく端末

ご契約者様が、本契約に基づきALSOKから貸与を受けた、通話機能付きGPS端末

### (6) ご利用者様

ご契約者様がまもるっく端末を所持し、使用することを認めた者であって、第4条のご利用者様としてALSOKに通知された方

### (7) 利用関係者

ご契約者様、緊急連絡先およびご利用者様

### (8) 位置情報等提供サービス

第2章に定めるサービス

### (9) 状況確認サービス

第3章に定めるサービス

### (10) かけつけサービス

第4章に定めるサービス

### (11) ALSOKヘルスケアサービス

第5章に定めるサービス

### (12) その他サービス

第6章に定めるサービス

### (13) まもるっくサービス

位置情報等提供サービス、状況確認サービス、かけつけサービス、ALSOKヘルスケアサービスおよびその他サービスを総称したサービス

### (14) SIMカード

通信およびまもるっくサービスの提供に必要なICカード

### (15) 位置情報

まもるっく端末のおおよその位置を示す情報

### (16) 状況確認信号

まもるっく端末が、緊急通報、ライフリズム、転倒を感知し、一定時間キャンセル操作をなされなかった場合に発信される信号

(17) 電気通信事業者

AL SOKがまもるっくサービスの提供のために契約を締結している電気通信事業者

(18) 端末電話番号

まもるっく端末の電話番号

(19) 出動料金

かけつけサービスを実施した際の対価

### 第3条 (実施地域)

AL SOKは、まもるっくサービスを日本国内でのみ実施します。

- 2 まもるっくサービスのうち、電気通信サービスについては、電気通信事業者が定める3G通信サービスおよび4G通信サービスの営業区域となります。ただし、その営業区域内であっても、電波の伝わりにくいところ等まもるっく端末が存在する場所により通信および通話ができない場合があります。

### 第4条 (ご利用者様の範囲)

ご利用者様の範囲は、ご契約者様およびご契約者様の親族とし、あらかじめご利用者様の同意を得たうえで、ご利用者様情報をAL SOKが指定する方法によりAL SOKに通知するものとします。

### 第5条 (開通テストおよび定期点検)

ご契約者様は、まもるっく端末を受領した後速やかに、AL SOKが別途定める開通テストを実施するものとします。

- 2 サービス開始日はご契約者様が前項に定める開通テストを実施した日、もしくは、AL SOKがまもるっく端末を発送した日から30日経過した日のいずれか早い日とします。ただし、ご契約者様がまもるっく端末を受領しなかった場合は、サービスを開始しません。
- 3 AL SOKは、ご契約者様が第1項に定める開通テストを期日までに実施しなかった場合でも、前項に定めるサービス開始日から契約料金の請求ができるものとします。
- 4 ご契約者様は、第2項のサービス開始日以降、ご契約者様の責任で、定期的さまもるっく端末が正常に稼働していることを確認し、損傷その他の異常を発見した場合には、速やかにAL SOKに通知するものとします。

### 第6条 (再委託)

AL SOKは、まもるっくサービスの全部または一部の提供を委託することができるものとします。

### 第7条 (申込の承諾)

AL SOKは、お申込みをいただいたご契約者様に対し、まもるっく端末の送付をもって承諾の意思表示を行います。まもるっく端末を、ご契約者様が受領したときに、契約が成立するものとします。ただし、AL SOKは、契約の申込み内容に虚偽等があると疑われる場合など、サービス提供に支障があると判断したときには、申込みを承諾しないものとします。

### 第8条 (契約料金)

ご契約者様は、まもるっくサービスの対価として月額サービス料金 2,000 円 (税別)、契約事務手数料 4,000 円 (税別) をクレジットカードにより、カード会社が定める日までに支払うものとします。

- 2 ご契約者様がAL SOKに対し、前項の契約料金をクレジットカードで支払う場合、ご契約者様のクレジットカード情報を含む個人情報の利用目的、取得者名、提供先名、保存期間は次のとおりです。

(1) 利用目的

まもるっくサービスにかかる費用決済のため

(2) 取得者名

総合警備保障株式会社

(3) 提供先名

ご契約者様が、クレジットカード決済時にご利用いただいたカード会社および決済代行会社

#### (4) 保存期間

サービス提供上および各種法令の定めによる必要最小限の期間保存し、必要に応じて、AL SOKの判断により廃棄または抹消いたします。

- 3 まもるっくサービスの提供条件の変更、著しい経済事情の変動等により契約料金の変更が必要となったときは、AL SOKは合理的範囲内で契約料金を変更することができます。

#### 第9条 (禁止行為)

ご契約者様は、次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- (1) 本契約に違反する行為
- (2) 事業のためにまもるっくサービスを利用する行為
- (3) ご利用者様以外にまもるっくサービスを利用させる行為
- (4) AL SOKおよび第三者に不利益を与え、またはそのおそれのある行為
- (5) 犯罪行為、不法行為もしくは公序良俗に反する行為またはこれらに該当するおそれのある行為
- (6) まもるっくサービスの運営を妨げる行為、またはそのおそれのある行為
- (7) まもるっく端末を分解、改造する行為
- (8) まもるっく端末交換時などAL SOKが定める場合を除き、SIMカードを着脱する行為
- (9) AL SOKの承諾を得ることなく、本契約に基づく権利義務を第三者に譲渡もしくは移転し、承継させ、または担保の用に供する行為
- (10) その他、AL SOKが不適切と判断し、ご契約者様およびご利用者様に通知した行為

#### 第10条 (登録内容の変更等)

ご契約者様は、申込時に登録したご契約者様情報に変更があった場合には、書面をもってAL SOKに通知するものとします。ご利用者様の氏名、住所、緊急連絡先、通知先メールアドレス等の情報については、ご契約者様の責任において、変更の都度、Webサイトにて変更登録するものとします。

- 2 ご契約者様がAL SOKに事前に通知していた氏名および住所、電話番号、メールアドレスに宛ててAL SOKが書面、通知・報告またはメールを発信し、ご契約者様に到達しなかったときには、これらが通常到達すべき時にご契約者様に到達したものとみなします。

#### 第11条 (損害賠償)

AL SOKは、本契約に基づく仕事に瑕疵があった場合またはAL SOKの過失により、本契約に基づく債務をその本旨に従って遂行しない場合もしくは本契約に基づく義務に違反した場合は、これによってご契約者様に生じた損害を、身体の障害（死亡を含みます。以下同じとします。）に起因する損害と財物の損壊に起因する損害とを合算して1事故10億円を限度として賠償するものとします。ただし、AL SOKは、AL SOKの故意または重過失によってご契約者様に損害が生じたときには、その限度額に限らず、ご契約者様に対してその損害を賠償するものとします。

- 2 AL SOKは、前項の場合において、身体の障害に起因する損害額が10億円を超えたときは、前項の限度額に限らず、ご契約者様に対してその損害を賠償するものとします。
- 3 AL SOKは、前項のときは、身体上の損害のみ賠償し、それ以外の損害を賠償しません。
- 4 第1項の定めにかかわらず、AL SOKは、AL SOKの責に帰すべき事由により、個人情報および機密情報の漏えい、滅失、き損等の事故が発生し、ご契約者様に損害が生じた場合は、ご契約者様に対して実損害を賠償するものとします。
- 5 ご契約者様は、第1項または第2項および第4項の損害が生じた場合は、速やかに書面をもってAL SOKに通知するものとします。

#### 第12条 (免責)

AL SOKは、次の各号に定める事由の場合、その事由に起因するご契約者様の損害についてその責任を負わないものとします。

- (1) 地震、噴火、洪水、津波、台風、大規模な伝染病その他の天災地変、戦争、内乱、暴動、官の処分（AL SOKの責めに帰すべき事由に基づく処分を除きます。）、停電、技術的に不可能または著しく困難な事由、その他のAL SOKの責めに帰することができない事由による場合
- (2) ご契約者様側からの要望により実施した本規約の定め以外の追加サービス等について、そのサービス提供行為から生じた損害についてAL SOKに故意または重過失がない場合
- (3) まもるっく端末が電波の伝わらないところにあったとき、電源断の状態にあったとき（バッテリー切れを含みます。）および、AL SOKの責任に因らない故障、通信回線の障害（電気通信事業者の電気通信設備の故障に起因するもの、メンテナンスに起因するものを含みます。）等の理由で位置情報の確認や状況確認信号の送信ができなかった場合
- (4) かけつけサービスの実施にあたり、ご利用者様の発見に努めたにも関わらず、ご利用者様を発見できなかったことにより生じた損害について、AL SOKに故意または重過失がない場合
- (5) ご契約者様が第5条第1項に定める開通テストを実施しなかった場合
- (6) 第三者がご契約者様のパスワードを使用してまもるっくサービスを不正利用した場合
- (7) ご契約者様側および第三者の責めに帰すべき事由によって、まもるっく端末に故障または不具合が発生した場合
- (8) 本契約に違反した場合または取扱説明書に記載された使用方法等に従わなかった場合

#### 第13条（サービス提供期間）

サービス提供期間は、サービス開始日から2年が経過した日が属する月の末日までとします。ただし、ご契約者様またはAL SOKが、期間満了の30日前までに相手方に対し別段の意思表示をしないときは、期間満了の時から更に1年間自動更新されるものとし、その後も同様とします。

#### 第14条（解約）

ご契約者様またはAL SOKは、30日前までに相手方に解約日を記載した書面にて通知することにより、その解約日をもって本契約を解約することができるものとします。

#### 第15条（解除）

AL SOKは、ご契約者様が次の各号のいずれかに該当した場合には、なんら通知催告を要せず、本契約を解除することができるものとします。

- (1) まもるっくご契約者様情報登録内容および本人確認書類に虚偽があった場合
- (2) ご契約者様が本契約上の債務の全部もしくは一部を履行せず、または本契約に違反した場合において催告後相当期間を経過してもその債務を履行せず、または違反状態を是正しない場合
- (3) 破産手続開始もしくは民事再生手続開始の申立てを受け、または自ら申し立てた場合
- (4) 差押えもしくは競売開始の決定を受け、または滞納処分を受けた場合
- (5) 支払を停止した場合
- (6) ご利用者様が著しく頻繁にかけつけサービスを利用する、かけつけサービスの内容を超えたサービス提供行為の要請が頻繁にある、ご利用者様の健康状態の変化、またはAL SOKヘルスケアサービスの電話対応などに著しく時間を要するなど、AL SOKが、継続的なまもるっくサービスの提供が困難であると判断した場合
- (7) 窃盗(盗難)や詐欺などの犯罪行為に使用された場合またはそのおそれがある場合
- (8) 暴力団その他の反社会的勢力であると判明した場合
- (9) 暴力、脅迫その他の犯罪を手段とする要求、または法的な責任を超えた不当な要求を行った場合
- (10) 偽計または威力を用いてAL SOKのサービスを妨害した場合
- (11) ご契約者様がAL SOKと締結している本契約以外の契約において、ご契約者様がその契約に定める契約解除要件に抵触する行為をした場合

## 第16条 (解約金)

ご契約者様がサービス提供期間（更新後のまもるっくサービスの提供期間を除きます。）満了より前の日を解約日として本契約を解約したときまたはAL SOKがサービス提供期間の中途をもって本契約を解約したときには、次の算式により算出した額を解約金としてAL SOKに支払うものとします。

月額サービス料金（消費税を除く）×解約日が属する月の翌月から起算して契約満了月までの月数×0.33

## 第17条 (サービス提供の停止)

AL SOKは、次の各号のいずれかに該当した場合、その事由が解消するまでの間、まもるっくサービスの提供を停止することができるものとし、当該期間中は、まもるっくサービスを提供する義務を負わないものとします。

- (1) 地震、噴火、洪水、津波、台風、大規模な伝染病その他の天災地変、戦争、内乱、暴動、官の処分（AL SOKの責めに帰すべき事由に基づく処分を除きます。）、停電、通信回線の障害（メンテナンスを含みます。）、技術的に不可能または著しく困難な事由その他のAL SOKの責めに帰することができない事由が発生した場合
- (2) 第15条各号に定める場合

# 第2章 位置情報等提供サービス

## 第18条 (位置情報等提供サービスの内容)

AL SOKは次の各号に定める時点でまもるっく端末の位置情報を記録し、ご契約者様は、Webサイトにて記録した位置情報等を閲覧できるものとします。なお、Webサイトにてメールアドレス等の設定をすることで、第3号、第4号および第5号の通知を受信することができます。

- (1) Webサイトにて、まもるっく端末の「現在位置を検索する」操作をしたとき
- (2) Webサイトにて、設定した時刻になったとき
- (3) Webサイトにて、設定したエリアを、端末が出入りしたとき
- (4) Webサイトにて、設定した「緊急通報」、「ライフリズム異常通知」、「転倒感知」の信号（以下、「状況確認信号」といいます。）を受信したとき
- (5) その他のまもるっく端末の状態の変化（バッテリーの低下等）を受信したとき

## 第19条 (AL SOKによる位置情報の取得)

ご契約者様は、AL SOKが次の各号に定める時点で位置情報を取得することに承諾し、ご利用者様からAL SOKが位置情報を取得することについての承諾を得るものとします。

- (1) 状況確認信号を受信したとき
- (2) 第4章に定めるかけつけサービスの提供に必要な範囲内で利用するとき
- (3) その他、AL SOKが必要と判断したとき

# 第3章 状況確認サービス

## 第20条 (状況確認サービスの内容)

AL SOKは、まもるっく端末が送信する状況確認信号を受信した場合、ご利用者様に対し、端末電話番号へ連絡し、状況確認を行うとともに、その結果をWebサイトの「緊急連絡履歴」に登録します。なお、状況確認信号の種類、感知条件、サービス提供の提供時間は、下表のとおりとします。

状況確認信号	感知条件	サービス提供の提供時間
緊急通報	まもるっく端末の緊急・通話ボタンを長	毎日24時間

	押しされたとき	
ライフリズム 異常通知	まもるっく端末のボタン操作と内蔵された加速度センサーが、あらかじめ設定された時間連続して反応しなかったとき	充電中を除く毎日 24 時間 (Web サイトでの設定が必要です。)
転倒感知	歩行中に転倒し、一定時間動かなかったとき	充電中を除く毎日 24 時間 (Web サイトでの設定が必要です。)

2 ご利用者様が前項の連絡に回答しない、または異常があることを通知された場合は、緊急連絡先に対して次の各号の事項を通知・確認するために電話連絡をします。ただし、ご利用者様が緊急連絡先として登録されている場合は、第 4 号のみの確認を行います。

- (1) まもるっく端末から発信された状況確認信号を受信したこと
- (2) 状況確認の結果
- (3) 位置情報
- (4) かけつけサービス実施の要否の確認

3 前項の電話連絡は、緊急連絡先のいずれかの方から回答があった時点、もしくは全ての緊急連絡先の方から回答がなかった時点で終了します。

4 ご契約者様は、全ての緊急連絡先に対し、事前に本条に定める内容を説明し承諾を得るものとします。

#### 第21条 (転倒感知)

転倒感知はご利用者様が、歩行中に転倒し、一定時間動かなかった場合を想定しており、次の各号に定めるような場合などには、転倒を感知しないことがあります。

- (1) いすなどに座っている状態からすべるように地面に落ちた場合
- (2) 倒れる際、膝が先に地面につき倒れた場合
- (3) 倒れた後すぐに立ち上がる等、動きがあった場合
- (4) 転倒を感知し、ボタン操作でキャンセルした後、すぐに再度倒れた場合

#### 第22条 (本人確認)

AL SOKは、第 20 条第 1 項および第 2 項の電話連絡に際し、それぞれの回答した方から申告を受けた「ご契約者様名」、「ご利用者様名」、「住所その他の情報」等のうちいずれかの情報と、AL SOKが保有している当該情報の同一性を確認する方法により、回答した方がご利用者様または緊急連絡先本人であることを確認します。

2 AL SOKは前項の方法により同一性が確認できた場合には、連絡の相手方とご利用者様または緊急連絡先が一致しているものとみなします。

3 AL SOKは、第 1 項の方法により、同一性が確認できなかった場合には、連絡の相手方がご利用者様または緊急連絡先本人ではないものとして取り扱うことができます。

## 第 4 章 かけつけサービス

#### 第23条 (かけつけサービスの内容)

AL SOKは、緊急連絡先から出動の依頼があった場合、警備員を出動させ、ご利用者様を捜索するサービスを実施します。

2 AL SOKは、Web サイトの「緊急連絡先に連絡が取れない場合の対応」が「自動かけつけする」に登録されている場合、第 20 条第 2 項の電話連絡において、全ての緊急連絡先と連絡が取れないときには、その時点でAL SOKに出動の依頼があったものとみなし、かけつけサービスを実施するものとします。

3 第 1 項の定めにかかわらず、AL SOKは、次の各号において捜索を実施しません。

- (1) ご契約者様、ご利用者様の自宅内
- (2) まもるっく端末が高速で移動しているとき

- (3) 第三者の承諾、同意または許可がなければ進入できない場所
  - (4) 進入に対価を必要とする場所
  - (5) 山間部、海上、離島その他の搜索が著しく困難な場所
  - (6) ALSOKのサービス提供地域外
  - (7) まもるっく端末の状態（圏外、電源オフ、電波の状態等）による場合
  - (8) 契約の状態（解約、休止、料金未払い等）による場合
  - (9) その他搜索が困難とALSOKが判断した場合
- 4 救急情報を登録された場合、ALSOKは、かけつけサービス提供に際して、消防機関や医療機関からの要請に応じてその情報の提供を行います。ALSOKは救急情報等に基づく医療上の判断は行いません。

#### 第24条（ご利用者様の搜索）

ALSOKは、ご利用者様を発見した場合、第22条に定める本人確認を実施した後、電話連絡において、応答した方または応答した方が指定した連絡先に報告し（応答がない場合は対象外とします。）、搜索を終了します。

- 2 ALSOKは、ご利用者様を発見できない場合、第23条第1項の依頼を受けた時から1時間後に、電話連絡において、応答した方または応答した方が指定した連絡先へ、その旨報告します。
- 3 ALSOKは、前項の電話連絡時にALSOKと応答した方との間で搜索継続について合意できた場合に限り、ご利用者様の搜索を継続します。ただし、搜索は第23条第1項の依頼を受けた時から3時間を上限とします。
- 4 ALSOKは、第2項の電話連絡時にALSOKと応答した方との間で搜索継続について合意できなかった場合には、搜索を終了します。
- 5 ALSOKは、必要に応じて、警察、消防、救急その他の関係機関に対する通報等を行います。なお、ご利用者様の目的地までの同行またはご利用者様の送迎等については実施しません。

#### 第25条（出動料金）

ご契約者様は、ALSOKがかけつけサービスを実施した場合には、その都度、出動料金として、月額サービス料金とは別に、1時間あたり（未満切上げ）6,000円およびその消費税を支払うものとします。

- 2 出動料金は、クレジットカードにより、カード会社が定める日までに支払うものとします。

## 第5章 ALSOKヘルスケアサービス

#### 第26条（ALSOKヘルスケアサービス）

ご利用者様は、まもるっく端末から「ALSOKヘルスケアサービス」（電話健康相談サービス）を利用することができます。

- 2 ALSOKヘルスケアサービスの内容は、次の各号に定めるとおりとします。
  - (1) 健康・介護にかかわる相談サービス
  - (2) 医療機関・介護施設の情報提供サービス
- 3 ALSOKヘルスケアサービスは、ALSOKの委託先（または提携先）が行う電話による相談受付、紹介等のサービスであり、診断その他の医療行為を行うものではないため、ご利用者様は自らの責任と判断において当該サービスを利用するものとし、ALSOKはその結果について責任を負わないものとします。
- 4 ご利用者様が「ALSOKヘルスケアサービス」を利用する場合に提供する個人情報は、ALSOKの委託先（または提携先）が直接取得し、ALSOKは取得および利用をいたしません。
- 5 ご利用者様がALSOKの委託先（または提携先）に提供した個人情報は、当該委託先（または提携先）が管理するものとし、当該個人情報に関する開示等の請求は、当該委託先（または提携先）に対して行うものとします。
- 6 ご利用者様が「ALSOKヘルスケアサービス」のご利用にあたって、ALSOKの委託先（または提携先）へ提供する個人情報は、ご利用者様ご自身の判断により開示提供することができます。ただし、「AL



SOKヘルスケアサービス」を行うために必要な情報がAL SOKの委託先（または提携先）に対してご提供いただけなかった場合、AL SOKの委託先（または提携先）は、適切な対応ができない場合があります、AL SOKはその責任を負わないものとします。

7 AL SOKヘルスケアサービスの利用にかかる通信料金はAL SOKの負担とします。ただし、通常利用を著しく超えた場合の通信料金はご契約者様負担とします。

## 第6章 その他

### 第27条（指定登録先着信サービス）

指定登録先着信サービスは、Webサイトにてまもるっく端末に着信を許可する電話番号を登録することにより、まもるっく端末で、登録した電話番号からの電話を受信することができるサービスです。

2 まもるっく端末が受信した通話にかかる通信料金は、発信側の負担とします。

### 第28条（緊急速報受信サービス）

緊急速報受信サービスは、電気通信事業者が配信する緊急速報をまもるっく端末にて表示するサービスです。なお、AL SOKは緊急速報の配信・受信に関して一切の責任を負わないものとします。

2 受信する緊急速報の内容は次の各号に定めるものとします。

- (1) 地震速報
- (2) 津波警報
- (3) 災害避難警報

### 第29条（SIMカードの貸与）

AL SOKはご契約者様へまもるっくサービスの提供を目的としてSIMカードを貸与します。なお、まもるっくサービスにおける通信サービスは、電気通信事業者の位置情報システムおよび携帯電話通信網を利用して提供するものとします。

2 ご契約者様は、前項の規定に基づいて貸与しているSIMカードをまもるっくサービスの利用目的以外に使用してはならないものとします。

### 第30条（Webサイトの利用）

ご契約者様は、Webサイトにアクセスすることで、次の各号に定める機能を利用できるものとします。

- (1) サブユーザー権限の付与
- (2) 現在位置の検索
- (3) 各種履歴の閲覧
- (4) 各種登録内容の設定および確認・変更
- (5) パスワードの再発行

2 AL SOKは、ご契約者様がWebサイトにログインするために必要なメインユーザーIDとパスワードを提供します。ご契約者様は必要に応じ、サブユーザーIDとパスワードを発行することができます。ご契約者様およびサブユーザーIDのご利用者様は、これを第三者に貸与、または譲渡してはならないものとします。

3 ご契約者様は、AL SOKから提供またはご契約者様が付与したサブユーザーIDおよびパスワードの使用、管理について一切の責任を負うものとし、そのIDおよびパスワードを用いてなされた一切の行為について、ご契約者様が行ったものとみなされることを承諾するものとします。

4 Webサイトのご利用には、Webサイトをご利用する方の通信環境（通信事業者やプロバイダ、携帯端末など）を使用します。

5 Webサイトの利用に伴い発生する通信料金は、Webサイトをご利用する側の負担となります。

- 6 Webサイトをご利用する方の通信環境の原因により、情報が正常に送受信できない場合に生じた損害についてALSOKはその責任を負わないものとします。

#### 第31条 (まもるっく端末等の返還)

ご契約者様は、次のアからエのいずれかに該当する場合には、ALSOKからの貸与品である、まもるっく端末およびSIMカードを速やかに返還するものとします。

- ア 本契約を解除したとき、または解除されたとき
- イ 本契約を解約したとき
- ウ 本契約の期間満了後更新をしなかったとき
- エ その他ALSOKが返還を求めたとき

2 紛失等により前項の貸与品をご返還いただけないまたはご契約者様側の原因により故障していた場合は、クレジットカードにより、カード会社が定める日までに次の手数料をお支払いいただきます。

- (1) まもるっく端末  
1台あたり18,000円(税別)
- (2) SIMカード  
1枚あたり5,000円(税別)
- 3 付属品(充電用ACアダプタ)等のご契約者様の責任と費用負担で処分いただきます。

#### 第32条 (故障等発生時の対応)

ALSOKは、サービス提供期間中にまもるっく端末に故障または不具合(バッテリーの劣化を除きます。以下、同じとします。)が生じ、ご契約者様から要請があった場合には、速やかにそのまもるっく端末の調整、修理または交換を行うものとします。

- 2 故障または不具合がご契約者様または第三者の責めに帰すべき事由による場合におけるまもるっく端末の交換およびバッテリーの劣化による交換に要する費用は、ご契約者様の負担とします。
- 3 前項の場合を除き、まもるっく端末に生じた故障または不具合の調整、修理または交換に要する費用については、ALSOKが負担するものとします。

#### 第33条 (規約の変更)

ALSOKは、本規約を変更することがあります。この場合、まもるっくサービスの提供条件は変更後の規約によります。ALSOKは変更後の規約を、変更後速やかにご契約者様に通知します。ALSOKのご契約者様への通知は変更後の規約をWebサイトへ掲載する方法その他の方法により行われるものとします。